



令和2年6月30日(火)

学校だより 第31号

高槻だより



高槻小学校学校教育目標
「心豊かで 自ら学ぶ たくましい 子どもの育成」

目指す子どもの姿

た かい こころざしをもち か しこく
つ よく き よらかな 子ども



高槻っ子の4つの実践 … あいさつ・がんばり・おもいやり・いのち



今後の感染予防につきましても、お願いいたします！！

気持ちを引き締め、日々の取組を継続！



今日で6月が終わります。令和2年度の3カ月が終わることになりますが、実際に登校できた日数は、3分の1程度です。授業時数でカウントすると、平年をかなり下回っています…。非常事態…まさに、真ただ中にいます。しかし、今回の危機では、多くのことを学ぶことができました。危機管理に対する意識が、不十分な面もあったのではないかと考えさせられたことも事実です。今、感染拡大防止の取組として実施していることの中にも、今後も継続すべき内容もあります。そうすることで、より安全確保につながります。

これまでの期間、誰もがとてもつらい思いをしています。言葉では言い表せないほどのつらい体験をしている方もいます…。私たちは、身をもって、健康と命の大切さを感じています。健康と命を守ることの大切さを考えています。拡大防止の取組は、まだ継続しなければいけませんが、時間がたつことで、意識が薄れたり、取組があいまいになったりしないようにしていかなければいけません。ご家庭と連携して、しっかりと継続していきたいと考えます。

【給食のはし…忘れた場合の対応】



給食では、ご家庭で、はしの準備をしていただいています。これまでも、「はしを忘れた」時は、学校のはしを使用(洗浄や管理は、給食室で行う。)していました。しかし、給食再開となり、はしの取扱いを検討した結果、当面の間、わりばし(個包されているもの)を使用します。従いまして、はしを使用した場合は、次の日に「わりばしを持参」していただくことになります。これも感染予防のための取組です。ご理解の上、ご協力ください。

【学校給食再開後の給食費についてのお知らせ！】

日頃から学校給食の運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。北九州市教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の影響により6月24日(水)から給食を再開することに伴い、給食再開後の給食費について、以下のとおり取扱うこととする連絡がありました。保護者の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解の上、給食費の取扱いについてご協力いただきますようお願いいたします。

1 6月24日(水)から6月30日(火)の給食費について

【小学校の場合】1食単価(235円)に実施日数(5日間)を乗じた金額を徴収します。

2 7月分の給食費について

【小学校の場合】月額(4,300円)を徴収します。

3 令和2年3月分の給食費について

令和2年3月についても、臨時休業に伴い給食が実施されなかったため、3月分給食費については、卒業生・3月転校生など最終学年を除き、原則令和2年度に繰越してできるものとしています。

令和2年度に繰越した3月分給食費については、上記6月分・7月分給食費と相殺して徴収させていただきます。

4 口座振替・現金徴収について

6月分給食費は7月分給食費と合算して、7月に口座振替又は現金で徴収します。

【校長室より…人権学習の取組！！】

今日は、子ども達に「人権」についての話をしました。人権週間は、12月ですが、今年度は、コロナ感染についての差別やいじめ等への対応が喫緊の課題でもあります。そこで、本日、全校放送をしたり、担任の先生と一緒に考えたり、アンケートをしたり…。全校で考える時間を取りました。しかし、これは、1つの機会です。毎日、毎日が「考える時間」であると考えます。子ども達には、日々の体験を通して、豊かな心を培ってほしいと強く願っています。学校教育がそのための場となるようにしていきたいです。